

2011 年度大阪府内市町村介護保険料独自減免制度

2011.5.24 現在 大阪社保協調査

自治体名	対象者	減免内容	条 件	同意書	2010 年度 実績
1 大阪市	第 1・2・ 3 段階	第 3 段階保 険料の半額 〔×0.375〕	世帯年収 1 人 120 万円以下(1 人増えることに 48 万円加算)。世帯単位で居住用以外に処分可能な土地または家屋を所有していないこと。預貯金 350 万円(世帯員 1 人増える毎 100 万円加算)を越えていないこと。扶養を受けていない。介護保険を滞納していない。 * 条例、要綱、規則あり	要	16,446 人 216,655,517 円
2 八尾市	第 3 段 階	第 1 段階保 険料に	収入要件、不動産、預貯金、生活保護基準。扶養を受けていないこと。* 条例、規則あり	要	
3 柏原市	第 1・2・ 3 段階	第 1 段階保 険料に 〔×0.5〕	生活保護法第 6 条第 2 項に規定する要保護者と同等状態であって同条項に定める被保険者でない者及び境界層該当者でない者である時。基本的に自己名義の所有資産がないこと。世帯の預貯金合算額 350 万円以下。直系親族 1 親等以内で扶養行為が確認できないこと。* 条例・要綱あり	要	26 人 265,272 円
4 豊中市	第 1.2.3 段階	保険料 25%減額	障害者・難病患者のいる世帯: 世帯年収 360 万円以下やむを得ない事情による臨時の出費又は生活困窮者: 世帯年収 1 人 96 万 2 人 146 万(以降 1 人×50 万円加算)以下。不動産、預貯金の要件なし。 * 条例、要綱、規則あり	不要	1,237 人 14,868,230 円
5 池田市	第 3 段 階	第 1 段階保 険料に 〔×0.5 に〕	世帯年収 1 人 96 万円、2 人 144 万円(以降 1 人につき 48 万円加算)。居住用以外に土地、家屋を有していないこと。預貯金の要件なし。* 条例、要綱あり	要	18 人 208,574 円
6 堺市	第 3 段 階	第 1 段階保 険料に〔× 0.5〕	申請時点で世帯全員が市民税非課税であること。世帯年収 4 万円×(世帯員数+1)×12 以下であること(控除できる費用あり)。他の世帯に属する者の税、医療保険において扶養親族となっていないこと。本人及び世帯に属する人が居住用以外に処分可能な土地家屋を所有していないこと。200 m ² を超える居住用の土地を所有していないこと。預貯金元本 350 万円以下であること。* 条例、規則あり	要	692 人 9,475,880 円
7 貝塚市	第 3 段 階	第 2 段階保 険料に	1 人 120 万 2 人 166 万以降 1 人×46 万加算した以下で扶養されておらず、医療保険の被扶養者となっておらず、居住土地家屋以外に処分できる資産をもたないこと、世帯全員の預貯金 350 万円以下、措置の対象となっていないこと、200 m ² を越える土地を所有していないこと。* 条例、規則あり	要	16 人 200,000 円
8 泉佐野市	第 3 段 階	第 2 段階保 険料に	世帯年収 1 人 108 万以下(1 人増えるごと 54 万円加算)。活用できる資産がないこと。世帯の金融資産の元本合計が 350 万円以内。税法上及び医療保険各法の扶養扱いになっていない。同一世帯介護保険料が完納されていること。* 条例、規定あり	要	39 人 484,809 円
9 泉南市	第 1・2・ 3 段階	①収入要件 1/2 未満は 第 1 段階保 険料の 1/2 ②収入要件 1/2 以上は 第 1 段階保	1 人世帯 120 万円以下、2 人世帯 165 万円以下。以降 1 人当たり 42 万円ずつ加算。居住用以外の資産は不可。預貯金 350 万円まで。市民税課税者と生計を共にしていない。税金や医療保険の被扶養者になっていない。 * 条例、条例施工規則あり	要	30 人 399,297 円

		険料に			
10 阪南市	第3段階	第1段階保 険料に	世帯年収 45,000 円×(世帯人数+1)×12 以下。 世帯として居住用以外に処分可能な土地家屋を所有 していないこと。預貯金 350 万円以下。 * 条例、要綱、規則あり	要	8 人 105,600 円
11 岬町	要件の 当ては まる方	第1段階保 険料に	世帯の年収額が 54 万円×(世帯員数+1)以下。居住 用以外の土地家屋を所有していないこと。納付義務者 の預貯金が 350 万円以下。他の世帯の扶養(税・健保) になっていないこと。*要綱あり	要	13 人 152,110 円
12 松原市	第2・3 段階	保険料半額 に	世帯年収が 108 万円(以降1人増につき54万円加算) 以下との見込。不動産要件なし。全世帯の預貯金額 の合計が 350 万円以下。市民税課税者に扶養されて おらず、生計を共にしていない。*条例、取扱要領あり	要	422 人 7,542,452 円
13 羽曳野市	第2・3 段階	第1段階保 険料に	世帯月 85,900 円以下(1人増ごとに37,500円加算)。 居住用不動産のみ。預貯金 350 万円以下(世帯員 1 人増ごとに 100 万円加算)。医療保険の被扶養者でな い、税金の扶養控除をうけていない。*条例・要綱あり	要	55 人 607,630 円
14 富田林市	第3段階	第1段階保 険料に	生活保護法に規定する要保護者で、申請をしない者 及び預貯金があるため要保護者とならない者のうち、 預貯金等の合計額が 350 万円以下の者。居住用の不 動産のみ所有可。*条例あり	要	7 人 97,370 円
15 大阪狭山 市	第3段階	第2段階保 険料に	世帯年収 1 人 150 万円 以下(以降 1 人につき 50 万 円加算)。世帯全員が住んでいる土地と家屋以外に処 分できる資産を持っていない。世帯全員の所持金、預 貯金の額と国債株券などの有価証券の額面金額の合 計が 350 万円(以降世帯人数が 1 人増えるごとに 100 万円を加えた額)以下。市民税課税者に扶養されてい ない。* 条例あり	要	15 人 167,424 円
16 河内長野 市	その他 (第1号被 保険者)	第1段階保 険料に	一人世帯 103 万円(以降 1 人×45 万円加算)ただし医 療費の自己負担額を控除できる(12 万円を限度)。 本人および世帯員に居住用以外の土地・家屋を所有 していないこと。減免申請者の預貯金 350 万円以下。 市民税課税者に扶養されていないこと(市民税の扶養 控除の対象でない)*条例、規則あり	要	19 人 424,965 円
17 河南町	第3段階	第1段階保 険料に	生活保護要保護者と同等の状態のもの * 条例あり	要	0 人 0 円
18 太子町	第3段階	第1段階保 険料に	生活保護要保護者の規定に準ずる * 規則あり	要	0 人 0 円
19 千早赤阪 村	第3段階	第1段階保 険料に	収入要件、不動産、預貯金、生活保護法第6条2項に 規定する要保護者で保護申請をしない者。 *要綱あり	要	0 人 0 円
20 枚方市	第2・3 段階	第1段階保 険料に	世帯年収 1 人 150 万円以下(以降 1 人につき 50 万円 加算)。資産を活用しても、生活が困窮している状態 であること。居住用以外活用できる土地・家屋なし。預 貯金 350 万円以下。市民税課税者に税、医療保険上扶 養されていないこと。* 条例あり	要	592 人 4,957,600 円
21 交野市	第3段階	第2段階保 険料に	世帯年収 1 人 96 万円以下(以降 1 人につき 48 万円 加算)。住居用資産以外をもたないこと。預貯金 350 万 円以下。市民税課税者と生活を共にしていないこと。 扶養されていないこと(税、医療保険) *要綱あり	要	7 人 97,104 円
22	その他	①は1/2	所得制限①1 人 126 万(2 人目から 50 万円づつ加算)	要	19,638,584 円

東大阪市		②は1/4	以下②1人42万円以下(2人目から42万円づつ加算)以下。 自宅持家の場合200㎡以内で自宅以外に不動産所有せず。預貯金の世帯総額350万円以下。別世帯の税、医療保険の扶養になっていないこと。家賃年間24万円まで、入院中の医療費全額は世帯収入から控除する。*条例、規則あり		
23 藤井寺市	第3段階 その他	第1段階保険料に	世帯年収1人108万円、2人162万円(以降1人につき54万円加算)に満たないこと。住居用以外に土地家屋を所有していないこと。預貯金350万円以下。 上記で対象とならない場合であっても、生活保護に規定する要保護者で保護申請をしない場合、及び預貯金等が要保護者とならない者であって、現預金等の合計額が[50万+世帯人数×50万]に満たない者は対象となる。*条例、要綱、規則あり	要	3人
24 茨木市	第3段階	第2段階保険料に	1人世帯年間96万円以下(1人増ごとに49万円加算)。住居用資産以外に活用できる資産をもたないこと。世帯で預貯金350万円以下。医療保険で他の人の被扶養者になっていない。 *条例、要綱、規則あり	不要	16人 186,096円
25 吹田市	第1・2・3段階	第1段階は×0.36第2段階は×0.5、第3段階は×0.6	世帯年収1人120万円以下(以降1人につき48万円加算)。住居用以外に活用できる資産を所有していない。世帯の預貯金等の合計額が350万円以下。他の世帯に属する者の扶養を受けていない。 *条例、規則あり	不要	214人 973,639円
26 和泉市	第3段階	第1段階保険料に	世帯年収1人92万円(以降1人につき46万円加算、ただし長期入院等の費用は収入から控除できる)。世帯全員について現に居住している土地(200㎡以下)または家屋以外の資産を所有していない。世帯で預貯金350万円以下。市町村民税、健康保険の被扶養者でないこと。*要綱あり	要	26人 341,990円
27 高石市	第1.2.3段階	各段階保険料25%減額	世帯全員非課税、年間収入1人120万円以下、以降1人×60万円加算。扶養されておらず、住居用資産以外の資産(土地は200㎡以下)をもたないこと。減免申請者の預貯金(国債を含む)300万円以下	なし	48人 367,000円
28 摂津市	第3段階	第2段階保険料に	世帯年収1人120万円以下(以降1人につき50万円加算)。世帯全員が居住用以外の不動産を所有していない。世帯全員の預貯金額の合計が350万円以下。世帯員以外の者の扶養家族になっていない。 *条例あり	要	10人 121,800円
29 忠岡町	第3段階	第1段階保険料に	世帯年収1人120万円、2人174万円、3人228万円(1人×54万円加算)以下。居住用以外に処分、運用の可能な土地又は家屋を有しないこと。世帯主等の所持金及び預貯金の額並びに国債、株式等の有価証券の額面金額を合計した額が350万円を超えないこと。 本人が町民税課税対象者に扶養親族となっていないこと。生計を同じくしていないこと。本人が医療保険の被扶養者となっていないこと。*要綱あり	要	4人 43,240円
30 岸和田市	第3段階・その他	第1段階保険料に	申請時点で世帯全員市民税非課税。他の世帯に属する人の税金や医療保険の被扶養者となっていないこと。世帯年収1人110万円以下(1人増えるごとに48万円加算)住居用以外に処分可能な土地家屋を所有していないこと。本人が有する預貯金等の元本合計が	要	82人 1,075,800円

			350万円以下。*条例、規則あり		
31 泉大津市	第3段階	第2段階保険料に〔×0.5〕	世帯年収1人111万円以下(以降1人につき46万円加算)。世帯全員が住居用資産(土地は200㎡以下)以外の資産をもたないこと。世帯全員の銀行預金等(国債含む)の元本合計350万円以下。 第1号被保険者が他の世帯に属する者の税、医療保険の被扶養者となっていないこと。 *条例、規則あり	要	110人 1,274,030円
32 大東市	第3段階	第1段階保険料に	世帯収入1人108万円以下(1人につき48万円加算)。本人及び同一世帯の人が住居用以外の土地、家屋を所有していないこと。本人の預貯金の合計が350万円以下。市民税課税者の扶養親族になっていないこと。医療保険で扶養者になっていないこと。 *要綱あり	要	22人 271,125円
33 高槻市	第1.2.3段階		収入が著しく減少した場合、または生活が困窮していて①～⑥全ての要件に該当する場合①世帯全員が非課税②世帯年収1人110万円、2人158万円、3人208万円、4人254万円以下(以降1人44万円加算)③世帯員全員の預貯金等の総額が350万円以下④市民税課税者に扶養されていないこと⑤世帯全員が居住用以外に土地又は家屋を所有していないこと。⑥介護保険料を滞納していないまたは納付意思のあること *条例、要綱あり		28人 144,000円
34 熊取町	第3段階		世帯年収が1人108万円以下(1人増すごとに54万円加算)。対象者及びその世帯員が居住用以外の処分可能な土地、または家屋を所有していないこと。対象者の保有する国債、地方債、銀行預金その他の金融資産の元本の合計が350万円を超えないこと。税、医療保険において被扶養者となっていないこと。介護保険の滞納がないこと。*条例、規則、要綱あり	要	5人 92,901円

実施していない自治体

:寝屋川市・箕面市・田尻町・能勢町・島本町・くすのき広域連合・豊能町